

# 労働組合法施行令

昭和24・6・29 政令231号  
改正平成6・7・27 政令251号

## (法第5条の管轄)

第1条 労働組合法(以下「法」という)第5条第1項の労働委員会は、当該労働組合が参与しようとする手続につき、法及びこの政令の規定により管轄権を有する労働委員会とする。

## (法第11条の管轄)

第2条 法第11条第1項の労働委員会に、法第25条第2項の確定により中央労働委員会が専属的に管轄する場合を除き、労働組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方労働委員会又は中央労働委員会とする。

2 労働委員会に、法第11条第1項の証明の申請があつた場合において、当該労働組合が法の規定に適合すると認めるときは、遅滞なくその旨の証明書を交付しなければならない。

## (法人である労働組合の登記)

第3条 法第11条第1項の規定による登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 名称
- 主たる事務所
- 目的及び事業
- 代表者の氏名及び住所
- 解散事由を定めたときはその事由

第4条 法人である労働組合が主たる事務所を移転したときは、2週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては前条に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所を移転したときは、その移転の登記をするだけで足りる。

第5条 前条の場合を除く外、登記した事項中に変更を生じたときは、2週間以内にその登記をしなければならない。

第5条の2 法人である労働組合の代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、その登記をしなければならない。

第6条 法人である労働組合の清算が終了したときは、清算終了の日から2週間以内にその登記をしなければならない。

第7条 法人である労働組合の登記については、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 各登記所に労働組合登記簿を備える。

第8条 法第11条第1項の規定による登記の申請書には、規約、第2条第2項の証明書及び代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。

第9条 法人である労働組合の主たる事務所移転その他登記事項の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

第10条 法人である労働組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び代表者が清算人とならない場合には清算人の資格を証する書面を添付しなければならない。

第11条 商業登記法（昭和38年法律第125号）第2条から第5条まで、第7条から第16条まで、第17条第1項及び第2項、第18条、第20条第1項及び第2項、第21条から第23条まで、第24条第1号から第12号まで及び第14号、第26条、第57条から第59条まで、第107条から第112条まで、第113条の2から第113条の5まで並びに第114条から第120条までの規定は、法人である労働組合の登記に準用する。

第12条から第14条まで 削除

（労働協約の拡張適用の手續）

第15条 法第18条の決議及び決定は、当該地域が一の都道府県の区域内のみにあるときは、当該地方労働委員会及び当該都道府県知事が行い、当該地域が二以上の都道府県にわたるとき、又は中央労働委員会において当該事案が全国的に重要な問題にかかると認めるときは、中央労働委員会及び労働大臣が行うものとする。

（労働委員会の権限の行使）

第16条 労働委員会は、法及び労働関係調整法（昭和21年法律第25号）に規定する権限を独立して行うものとする。

( 地方労働委員会の名称等 )

第17条 地方労働委員会は、都道府県の機関として都道府県ごとに置かれるものとし、当該都道府県の名を冠する。

( 中央労働委員会の指示権等 )

第18条 中央労働委員会は、地方労働委員会に対して地方労働委員会の事務処理に関する基本方針及び法令の解釈について必要な一般的指示をすることができる。

第19条 中央労働委員会は、地方労働委員会に対して、当該地方労働委員会において処理している事務について、期限を指定して報告を求め、法令の適用その他当該事務の処理に関して必要と認める示さ又は助言をすることができる。

( 委員の任命手続 )

第20条 内閣総理大臣は、法第19条の3第2項の規定に基づき使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）又は労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）を任命しようとするときは、使用者団体（二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る）若しくは国営企業（同項に規定する国営企業をいう。）又は労働組合（国営企業職員（同項に規定する国営企業職員をいう。以下同じ。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命する同項に規定する4人の委員以外の委員に関しては、二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）に対して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから任命するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により候補者の推薦を求めるときは、その旨及び推薦に係る手続その他必要な事項を官報で公告するものとする。

3 労働組合は、第1項の規定により同項の候補者を推薦するとき、当該労働組合が法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を添えなければならない。

第21条 都道府県知事は、法第19条の12第3項の規定に基づき使用者委員又は労働者委員を任命しようとするときは、当該都道府県の区域内のみに組織を有する使用者団体又は労働組合に対して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから任命するものとする。

2 都道府県知事に、法第19条の12第3項の規定に基づき公益を代表する者（以下「公益委員」という）を任命しようとするときは、使用者委員及び労働者委員にその任命しようとする委員の候補者の名簿を提示して同意を求め、その同意があつた者のうちから任命するものとする。

- 3 労働組合は、第1項の規定により同項の候補者を推薦するときは、当該労働組合が法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る地方労働委員会の証明書を添えなければならない。

(公益委員の通知義務)

第22条 公益委員は、政党に加入したとき、政党から脱退し、若しくは除名されたとき、又は所属政党が変わったときは、直ちに、中央労働委員会の公益委員にあつては内閣総理大臣に、地方労働委員会の公益委員にあつては都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(委員の費用弁償)

第23条 法第19条の8の規定により中央労働委員会の委員が弁償を受ける費用の種類及び金額は、会長である委員及び常勤の公益委員にあつては特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第252号)第1条第4号から第14号までに掲げる職員が、その他の公益委員にあつては一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第9号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員が、使用者委員及び労働者委員にあつては同項第1号イに規定する行政職俸給表(一)(以下「行政職俸給表(一)」という。)の11級の職務にある者が、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

- 2 前項に定めるものの外、同項の費用の支給については、旅費法の定めるところによる。

(地方調整委員)

第23条の2 法第19条の10第1項の政令で定める事件は、同項に規定する国営企業とその国営企業職員との間に発生した紛争その他の事件で別表第一に定める一の区域内のみに係るものとする。

- 2 法第19条の10第2項の政令で定める区域は、別表第一のとおりとする。

- 3 使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員の数は、別表第一に定める関東、中部及び近畿の区域にあつては各3人とし、同表に定めるその他の区域にあつては各2人とし、公益を代表する地方調整委員の数は、同表に定める区域ごとに3人とする。

- 4 第20条の規定は、労働大臣が法第19条の10第2項の規定に基づき使用者又は労働者を代表する地方調整委員を任命しようとする場合に準用する。この場合において、第20条第1項中「労働組合の推薦に基づき任命する同項に規定する4人の委員以外の委

員に関しては」とあるのは、「労働組合以外の労働組合にあつては」と読み替えるものとする。

- 5 法第19条の10第3項で準用する法第19条の8の規定により地方調整委員が弁償を受ける費用の種類及び金額は、行政職俸給表(一)の10級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。
- 6 前項に定めるもののほか、同項の費用の支給については、旅費法の定めるところによる。

(地方事務所)

第23条の3 中央労働委員会事務局の地方事務所の名称は別表第二の上欄に、その位置は同表の中欄に、その管轄区域は同表の下欄に、それぞれ定めるとおりとする。

第24条 法第19条の12第4項で準用する法第19条の8の規定により地方労働委員会の委員が弁償を受ける費用の種類、金額及び支給方法は、当該都道府県の条例の定めるところによる。

(地方労働委員会の事務局の組織)

第25条 地方労働委員会の事務局に、会長の同意を得て都道府県知事が定める課を置く。

- 2 前項の課の所掌事務の範囲は、会長の同意を得て都道府県知事が定める。
- 3 地方労働委員会の事務局の事務局長は、事務吏員をもつて充て、その他の職員は、事務吏員その他当該都道府県の職員をもつて充てる。

(地方労働委員会の委員の数)

第25条の2 地方労働委員会(東京都及び大阪府に置かれるものを除く)の使用者委員、労働者委員及び公益委員の数は、別表第三に掲げるところによる。

(公益委員のみで行う会議)

第26条 労働委員会は、法第24条第1項の処分については、公益委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(法第25条第2項の政令で定める処分)

第26条の2 法第25条第2項の政令で定める処分は、次に掲げる事項に関し行われる法第5条第1項又は第11条第1項の規定による処分とする。

1. 国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命される法第19条の3第2項に規定する4人の委員を推薦する手続
2. 法第27条に規定する手続及び救済

### 3.次に掲げる労働組合に係る法第11条第1項に規定する手続

- イ 単位労働組合（連合団体である労働組合以外の労働組合をいう。以下この号において同じ。）のうち組合員の過半数が国営企業職員である労働組合
- ロ 連合団体である労働組合のうち単位労働組合の組合員の総員の過半数が国営企業職員である労働組合

#### （法第27条の管轄）

第27条 法第27条第1項の労働委員会は、不当労働行為の当事者である労働者、労働組合その他の労働者の団体若しくは使用者の住所地若しくは主たる事務所の所在地を管轄する地方労働委員会又は不当労働行為が行われた地を管轄する地方労働委員会とする。但し、法第7条第4号に掲げる不当労働行為に関しては、当該不当労働行為に係る同号の労働委員会も、法第27条第1項の労働委員会であるものとする。

- 2 同一の不当労働行為について2以上の労働委員会に事件が係属するときは、当該事件の処理は、最初に申立を受けた労働委員会がする。
- 3 不当労働行為について一の労働委員会に事件が係属する場合又は前項の規定により最初に申立を受けた労働委員会が事件の処理をすべき場合において、中央労働委員会が必要があると認めて管轄権を有する他の労働委員会を指定したときは、当該事件の処理は、その指定を受けた労働委員会がする。
- 4 相互に関連を有する二以上の不当労働行為につき各別に二以上の労働委員会に事件が係属する場合において、中央労働委員会が必要があると認めて当該事件の一につき管轄権を有する一の労働委員会を指定したときは、当該事件の全部の処理は、その指定を受けた労働委員会がする。
- 5 中央労働委員会において全国的に重要な問題にかかるものであると認めた事件に関しては、法第27条第1項の労働委員会は、前4項の規定にかかわらず、中央労働委員会とする。

#### （管轄指定）

第27条の2 第1条、第15条又は前条の規定により中央労働委員会の権限に属する特定の事件の処理につき、中央労働委員会が必要があると認めて関係地方労働委員会のうち、その一を指定したときは、当該事件の処理は、その地方労働委員会がする。

#### （国営企業職員の労働関係に係る事件の取扱い）

第28条 前2条の規定は、法第25条第2項の規定により中央労働委員会が専属的に管轄する処分については、適用しない。

(労働委員会に出頭を求められた者の費用弁償)

第28条の2 法第27条の2の規定により中央労働委員会に出頭を求められた者が弁償を受ける費用の種類及び金額は、行政職俸給表(一)の1級から3級までの職務のうち労働大臣が指定する級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

2 前項に定めるものの外、同項の費用の支給については、旅費法の定めるところによる。

第28条の3 法第27条の2の規定により地方労働委員会に出頭を求められた者が弁償を受ける費用の種類、金額及び支給方法は、当該都道府県の条例の定めるところによる。

(船員に関する取扱い)

第29条 次の表の上欄に掲げる区域を管轄区域とする船員地方労働委員会の名称は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする

管轄区域	名称
北海道運輸局の管轄区域	北海道船員地方労働委員会
東北運輸局の管轄区域	東北船員地方労働委員会
新潟運輸局の管轄区域	新潟船員地方労働委員会
関東運輸局の管轄区域	関東船員地方労働委員会
中部運輸局の管轄区域	中部船員地方労働委員会
近畿運輸局の管轄区域	近畿船員地方労働委員会
(兵庫県の区域を除く)	
兵庫県の区域	神戸船員地方労働委員会
中国運輸局の管轄区域	中国船員地方労働委員会
四国運輸局の管轄区域	四国船員地方労働委員会
九州運輸局の管轄区域	九州船員地方労働委員会
沖縄県の区域	沖縄船員地方労働委員会

2 運輸大臣は、法第19条の12第3項の規定に基づき使用者委員又は労働者委員を任命しようとするときは、船員中央労働委員会の委員にあつては2以上の船員地方労働委員会の管轄区域にわたつて組織を有する使用者団体又は労働組合に対して、船員地方労働委員会の委員にあつては当該船員地方労働委員会の管轄区域内のみに組織を有する使用者団体又は労働組合(当該船員地方労働委員会の管轄区域内に事務所を有するその他の使用者団体又は労働組合を含む。)に対して、それぞれ、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから任命するものとする。

3 運輸大臣は、法第19条の13第3項の規定に基づき公益委員を任命しようとするときは、使用者委員及び労働者委員にその任命しようとする委員の候補者の名簿を提示し

て同意を求め、その同意があつた者のうちから任命するものとする。

- 4 船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船員（国営企業職員を除く。）に対する第15条の規定の適用については、同条中「都道府県の区域」とあるのは「船員地方労働委員会の管轄区域」と、「地方労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」と、「都道府県に」とあるのは「船員地方労働委員会の管轄区域に」と、「中央労働委員会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」とする。
- 5 中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定（第17条、第20条第1項、第21条第1項及び第2項、第23条から第25条の2まで、第26条の2、第28条並びに前条の規定を除く。）は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会について準用する。この場合において、第20条第2項中「内閣総理大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「前項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第29条第2項」と、第21条第3項中「第1項」とあるのは「第29条第2項」と、「地方労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会（当該労働組合が二以上の船員地方労働委員会の管轄区域にわたつて組織を有する場合は、船員中央労働委員会）」と、第22条中「内閣総理大臣」とあり、及び「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」と、第28条の2中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と読み替えるものとする。
- 6 法第19条の13第4項で準用する法第19条の8の規定により委員が弁償を受ける費用の種類及び金額は、船員中央労働委員会の会長である委員にあつては特別職の職員の給与に関する法律第1条第4号から第14号までに掲げる職員が、船員中央労働委員会の委員（会長であるものを除く。）及び船員地方労働委員会の会長である委員にあつては行政職俸給表(一)の11級の職務にある者が、船員地方労働委員会の委員（会長であるものを除く。）にあつては行政職俸給表(一)トの10級の職務にある者が、旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。
- 7 前項に定めるもののほか、同項の費用の支給については、旅費法の定めるところによる。
- 8 第28条の2の規定は、船員地方労働委員会について準用する。この場合において、同条中「労働大臣」とあるのは、「運輸大臣」と読み替えるものとする。

別表第一（第23条の2関係）

区域名	当該区域に含まれる都道府県									
北海道	北海道									
東北	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県				
関東	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県		
中部	新潟県	富山県	石川県	福井県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	
近畿	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県				
中国	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県					
四国	徳島県	香川県	愛媛県	高知県						
九州	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		

備考

国営企業労働関係法（昭和23年法律第257号）第2条第1号口の事業を行う企業に関する場合は、福島県、新潟県及び静岡県の区域は関東の区域に含まれるものとし、石川県、福井県、三重県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域は近畿の区域に含まれるものとする。

国営企業労働関係法第2条第1号八の事業を行う企業に関する場合は、静岡県の区域は、関東の区域に含まれるものとする。

別表第二（第23条の3関係）

名称	位置	管轄区域									
北海道地方事務所	札幌市	北海道									
東北地方事務所	仙台市	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県				
中部地方事務所	名古屋市	新潟県	富山県	石川県	福井県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	
近畿地方事務所	大阪市	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県				
中国地方事務所	広島市	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県					
四国地方事務所	高松市	徳島県	香川県	愛媛県	高知県						
九州地方事務所	福岡市	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		

備考

国営企業労働関係法第2条第1号口の事業を行う企業に関する事預については、東北地方事務所の管轄区域から福島県の区域を除き、中部地方事務所の管轄区域から新潟県及び静岡県の区域を除き、石川県、福井県及び三重県の区域並びに中国地方事務所の管轄すべき区域は近畿地方事務所の管轄区域とする

国営企業労働関係法第2条第1号八の事業を行う企業に関する事務については、中部地方事務所の管轄区域から静岡県の区域を除く。

## 別表第三（第25条の2関係）

地 方 労 働 委 員 会	委員の数
1 北海道又は福岡県に置かれる地方労働委員会	使用者委員、労働者委員及び公益委員各9人
2 神奈川県、愛知県又は兵庫県に置かれる地方労働委員会	使用者委員、労働者委員及び公益委員各7人
3 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県に置かれる地方労働委員会	使用者委員、労働者委員及び公益委員各5人